

平成 26 年 10 月 1 日

## 引火性廃油の取り扱いについて

天星製油（株）

引火性廃油の取り扱いについて以下のようにお知らせいたします。引火性が高いため、火災の危険性が特に高いもので、貯蔵や取扱に特別な注意が必要です。特に、ガソリンを含む廃油は非常に危険です。

### ◎引火性廃油とは～

- ・引火点が 70℃未満の物
- ・消防法における危険物第四類のうち、第 1 石油類（ガソリン等）、第 2 石油類（灯油、軽油等）、アルコール類（メタノール、エタノール、IPA 他）

### ◎混合物の引火点についてのご注意

引火性の廃油と非引火性の廃油と混合した場合、混合物の引火点は低引火点成分の影響を強く受けます。たとえば引火点-40 であるガソリン廃油と引火点+220℃であるエンジンオイルを 1：1 で混合した場合、その引火点 $\approx$ -40℃と考えられます。引火点の低い廃油が何十%と入った場合、混合物の引火点は、ほぼ低いほうの廃油の引火点になるとお考えください。

### ◎引火点はどうすればわかるか？

- ・化学物質安全データシート MSDS（SDS）、物性表、カタログ等で確認する。
- ・分析する（弊社にて測定可能）。
- ・取扱商社に問合せる。

※危険ですので、専門の設備・人員以外では絶対に、実際に着火させないでください。

### ◎引取ご依頼方法

引取ご依頼の際、引火性廃油であるむね、弊社事務員、または営業担当者にお伝えください。安全面、費用面、法規制面において最適な提案をいたします。

### ◎荷姿

- ・ガソリン廃油：ドラム缶、専用携行缶等の密封できる容器にて引き取ります。
- ・灯油・軽油廃油：容器及びタンクローリーにて引き取ります。弊社の廃油用タンクローリーのほとんどは第 2 石油類、第 3 石油類対応で、何台かは第 1 石油類にも対応しています。

### ◎注意事項

引火性廃油、特にガソリン廃油は密栓容器に火気厳禁で保管して、ほかの廃油と混合しないように保管し、速やかに処理の手続きを取ってください。